

## 役立てます あなたの納税 地域に暮らすみんなのために

市では、市民の皆さんが安心して生活できるように、市民サービス充実のためさまざまな事業を行っています。これらの事業にかかる経費は、皆さんに納めていただいている貴重な税金が主な財源となっています。

市政や事業を支える財源を安定して確保するため、市税などは納期限内の納付に、ご協力をお願いします。

詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

### 税などの公平性を保つために

厳しい社会情勢が続いていますが、納税者のうち、90%以上の方は、納期限内に市税などを納付していただいています。

市では、納期限内に納付した方との公平性を保つためにも、督促に応じず、滞納を続けている方については、財産調査を積極的に進めています。

市では、督促状や催告書などで再三にわたり納税をお願いしても納付されない、または納税相談に来庁しない場合、強制徴収強化対策の一環として、滞納者宅などの「搜索(さくさく)」（注1）や、自動車（軽自動車を含む）・自動二輪車の「タイヤロック（注2）」を1年を通じて執行し、引き揚げた動産や差し押さえた不動産を公売して、滞納市税などに充当することで滞納の解消に努めています。

### 滞納者宅の搜索・タイヤロックを実施

※（注1）「搜索」とは、国税徴収法第142条に基づき滞納処分で、徴税吏員が滞納者の自宅などで、差し押さえるべき財産を発見するために行う強制捜査です。徴税吏員に与えられた最も強い権限で、相手の意思に関係なく、裁判所の搜索令状も必要ありません。

※（注2）「タイヤロック」とは、自動車などの差し押さえにおいて、滞納者の所有する自動車などのタイヤを固定する装置で、国税徴収法第71条第5項に基づき、走行不能とする措置です。タイヤロックを行っても、滞納者が納税しない場合は、差し押さえた自動車などを引き揚げ、公売をすることになります。



都による搜索の様子



タイヤロック装置や封印を破壊した場合は、刑法第96条の封印等破壊罪が適用されます

### 口座振替をご利用ください

「忙しくてなかなか銀行の窓口に行けない」「つい、うっかり税金を納めるのを忘れてしまった」ということがあると思います。市税などの未納額が累積することで、未納額が高額となり、ますます納付が困難となる場合があります。

口座振替にすると、金融機関などへ支払いに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れがちなため、延滞金がかからないなどのメリットがあります。これから納期が到来する市税などの納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。

口座振替は次の方法で申し込みができます（ただし、申し込みから振り替え開始まで1カ月程度かかりますので、ご了承ください）。

①市税などの納税通知書に同封した複写式の「口座振替

依頼書」に必要事項を記入・通帳印を押印の上、3辺をのり付けして、ポストに投函してください（その後の手続きは市が行います）

②イトーヨーカドー東久留米店の1階と3階のサービスカウンターでも口座振替依頼書を配布しています

③市内の金融機関の窓口では①とは別の申込用紙を配布しています（通帳と通帳印を持参してください）

※①の口座振替依頼書の郵送をご希望の方は、納税課 ☎470・7729へご連絡ください。



### 市税などの納付に困ったら必ずご相談を

病気や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのまま放置せず、早急に納税課にご相談ください。

来庁する場合は、事前に日時をお知らせください。また、来庁による相談の際に、収支の分かる書類（給与明細書、借入れ返済表、領収書など）を持参してください。

これまで相談を受けた中で、多重債務であることがわかり、弁護士に相談して債務整理ができたというケースがありました。中には、過払い金が発生していたため、弁護士を通じて消費者金融などへ過払い金請求を行い、滞納市税などの完納に至ったケースもありました。

なお、相談も納付もない場合には、市税などに対して納付の意志がないと判断し、勤

務先などへの調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を執行します。

夜間・休日納税相談窓口を開設します

平日に市役所や金融機関に行くのが困難な方や、事情があり納期限内での納付が困難な方を対象に、夜間・休日納税相談窓口を開設します。

【日時】夜間窓口 12月4日（水）・5日（木）、いずれも午後8時まで  
休日窓口 12月7日（土）・8日（日）、いずれも午前9時～午後4時

【会場】納税課（市役所2階）

【内容】①納税相談 ②納付受け付け

【注意】相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。なお、課税・納税証明書の発行や課税の相談はできません。介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書や督促状など、賦課された内容が分かるものを持参していただければ領収します。

12月2日（月）は、国民健康保険税第5期、後期高齢者医療保険料第5期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）でお納めください。

詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

《今号の主な内容》

- 12月3日（火）～9日（月）は「障害者週間」です
- 25年度上半期における市の財政状況をお知らせします
- 24年度における市人事行政の運営状況をお知らせします
- TOKYO交通安全キャンペーンを実施します

2面  
4面  
5面  
7面

**12月は「オール東京 滞納STOP強化月間」です**

**オール東京 滞納STOP 強化月間**

都と市区町村が連携し、徴収対策を集中して実施しています！

都と市区町村では、安定した税収確保と納税義務の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、搜索などの滞納処分など、多様な徴収対策に取り組んでいます。

納税広報

納税推進

滞納処分

**東京都 一致団結 未納**

12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です